

令和6年3月28日

入札参加資格を有する事業者のみなさまへ

南国市財政課

令和6年4月以降の入札・契約制度運用について

南国市では、入札・契約制度のさらなる適正化をはかるため、下記のとおり運用を変更します。令和6年4月1日以降に指名・公告する入札案件から適用するものとしますので、ご承知おきください。

記

1. 資本関係又は人的関係がある場合の同一入札への参加制限について

同一の入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がある場合の取り扱いを明確化します。次に該当する場合、同一の入札へは参加できません。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。

- (ア) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

会社法・・・平成 17 年法律第 86 号

会社法施行規則・・・平成 18 年法務省令第 12 号

民事再生法・・・平成 11 年法律第 225 号

会社更生法・・・平成 14 年法律第 154 号

子会社等・・・会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等

親会社等・・・会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等

会社等・・・会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等

更生会社・・・会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社

役員・・・会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員

管財人・・・民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人